平成２９年度　鶴岡市休日夜間診療推進委員会　会議録

**○**　**日　　時**　　平成２９年８月２日（水）　午後７時から

**○**　**会　　場**　　鶴岡市総合保健福祉センター　３階　小会議室

**○**　**次　　第**　　(1) 鶴岡市休日夜間診療所の受診状況について

　　　　　　　　(2) 鶴岡市休日歯科診療所の受診状況について

　　　　　　　　(3) 荘内病院救急センターの稼働状況について

　　　　　　　　(4) その他

**○　出席委員**

土田兼史（会長）、毛呂光一（副会長）、佐久間正幸、斎藤元護、清野肇、

小池正純、髙宮大志、小野俊孝、上野良一、石川仁（代理：伊藤博喜）、

佐藤さゆり、吉田宏、土屋清光

**○**　**市側出席職員**

　　健康福祉部長　斎藤功、同部健康課長　五十嵐英晃、同課保健総務主査　渡部仁、

　　同課保健総務係長　新田由里

**○**　**公開・非公開の別**　　公開

**○**　**傍聴者の人数**　　０人

※　事務連絡

新田由里（事務局）　本市では、審議会などの適正かつ公正な運営を図ることを目的に、「審議会等の設置及び会議の運営・公表に関する要綱」を制定しているが、本委員会も、この要綱に基づいて行うこととなる。

具体的には、後日、本日の資料や会議録を、市のホームページに公開することとなるが、委員の自由な発言を促すため、委員の氏名を開示しない形で会議録を作成することを、会議の前に確認する。

それから、本委員会の運営について少し説明させていただきたい。

休日夜間診療所等の指定管理者である休日夜間診療協議会が、一般社団法人へ移行する時期に合わせて、本委員会の体制を改め、平成２４年度より新たにスタートしている。平成２７年度までは２月に開催していたが、インフルエンザの流行時期の前後が患者数に大きく影響するため、年間での比較を考えた場合、年度単位での

　統計をとるべきとの考えから、平成２８年度は開催せずに平成２９年度に開催することとなっていた。前期の任期の方々は平成２９年２月１８日までの任期だったが、今年２月には開催せずに、本日の開催に至っている。

**１　開　　会**

五十嵐英晃（司会）　本日、皆様には大変お忙しいところ、また診療等でお疲れの時間帯に参加いただき、感謝申し上げる。ただ今から平成２９年度鶴岡市休日夜間診療推進委員会を開会する。

私は、暫時の間、司会・進行を勤める、健康課長の五十嵐と申す。

それでは、開会にあたり、健康福祉部長の斎藤より、ご挨拶申し上げる。

**２　あいさつ**

斎藤功（健康福祉部長）　ご多忙の中ご参集いただき、感謝申し上げる。

この委員会は、資料に添付した要綱に基づき、休日夜間診療所及び休日歯科診療所の円滑な運営や、提供する医療の向上を図ることを目的に設置しているもの。

今回は委員の改選期となっており、皆様にご承引いただいたことに改めて感謝申し上げる。

さて、この冬は１２月中旬から全国的にインフルエンザが大流行し、休日夜間診療所においても、１２月中旬から２月にかけての患者数が、前年と比較して大幅に増加した。

一方、歯科診療所の患者数は、昨年度と比べて１３％ほど減少しているが、休日に開業している民間診療所の影響もあるのでは、と推測している。

本日の議題は、平成２８年度の休日夜間診療所、休日歯科診療所の受診状況の報告の外、次第に記載のとおり進めさせていただく。

年に１度の委員会であり、忌憚のないご意見を頂戴したいので、よろしくお願い申し上げる。

**３　委嘱状および辞令交付**

司会　次第においては「委嘱状および辞令交付」となっているが、すでに机上に配布したので、これをもって交付に替えさせていただく。

**４　会長および副会長選出**

司会　会長および副会長の選出に移る。皆様から推薦等はないか。無いようなので、事務局から提案させていただく。会長には土田兼史　鶴岡地区医師会長に、副会長には毛呂光一　鶴岡地区歯科医師会長にお願いしたいが、いかがか。（「異議なし」との声を受け）それでは、これ以降の議事については会長となられた土田委員に議長をお願いする。

会長（議長）　会長に選任された土田と申す。皆様には、円滑な審議の進行にご協力いただきたい。

**５　報告および協議**

会長（議長）　それでは、次第に沿って進めていく。(1) 鶴岡市休日夜間診療所の受診状況について、（２）鶴岡市休日歯科診療所の受診状況について、一括して事務局の説明を求める。

**(1) 鶴岡市休日夜間診療所の受診状況について**

**(2) 鶴岡市休日歯科診療所の受診状況について**

事務局　事務局を担当している、健康課の新田と申す。資料をめくっていただきたい。本委員会設置要綱に続いて、下段に３ページと表記している「資料Ⅰから資料Ⅲ　鶴岡市休日夜間診療所受診状況、鶴岡市休日歯科診療所受診状況」を基に、初めに休日夜間診療所の受診状況ついてご説明申し上げる。

４ページ、資料Ⅰについては、休日夜間診療所の休日の患者数である。

表１－１は、診療科別合計患者数の比較である。これを1日平均患者数で比較したものが、表１－２である。平成２８年度はインフルエンザの流行規模が、大きかったために、内科と小児科では、合計、１日平均ともに平成２８年度が２７年度を大きく上回った。

なお、対前年比の数値が合計と１日平均とで異なるのは、積算順序が異なることと、端数処理の影響によるものである。これは、以下の資料全てに共通することを、ご承知おき願う。

表１－２を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが、表１－３のグラフである。内科、小児科ともに１２月、１月が大きく増加した２７年度はインフルエンザの流行が小規模だったのに比べ、２８年度は流行規模が大きかったことによるものである。外科は、全体としては２７年度と２８年度とほぼ同数となっている。全ての科を合計すると、患者数の多い内科と小児科の影響を受けて、１２月と１月の増加が顕著となっている。

続いて、５ページについては、年代別の患者数について比較したものである。表１－４は合計で、こちらを1日平均患者数で比較したものが、表１－５である。全ての年代で２８年度が２７年度を上回っている。

表１－５を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが、表１－６のグラフである。０歳から１４歳については、４のページの小児科と同じ傾向にある。１５歳から６９歳については、同様に内科と同じ傾向にある。

次に６ページへ進んでいただきたい。資料Ⅱについては、平日の休日夜間診療所の患者数である。表２－１は、診療科別合計患者数の比較である。休日と比べると平日の増加率が大きい結果となった。全体で１１９．５％の増となり、平日夜間でもインフルエンザの流行が非常に大きい影響を及ぼしていると考えている。表２－２の１日平均患者数についても、同様の傾向にある。

休日での資料と同じく、下の表２－３のグラフは１日平均患者数の前年同月との比較である。内科は、１２月と１月で前年度を大きく上回っている。小児科は、１１月、１２月で前年度を大きく上回っている。外科は、５月、６月を除いて前年度を上回っている。全体では、４月から８月と３月を除いて前年度を上回り、特に１１月から１月の増加が大きくなっている。

続いて、７ページについては、年代別の患者数について比較したものである。こちらも、休日と同様に全ての年代で前年度を上回る結果となった。特に多いのが、１５歳から６９歳で、内科と同様の傾向にある。１日平均患者数についても同様である。

表２－５を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが、表２－６のグラフである。休日と同様、０歳から１４歳については、小児科と同じ傾向にある。また、１５歳から６９歳については、内科と同じ傾向にある。

参考まで、資料を２枚めくって１０ページをご覧いただきたい。左上に参考資料と二重枠で囲っている資料だが、これは年末年始期間中の休日夜間診療所の患者数である。一番下の表「年末年始期間中における鶴岡市休日夜間診療所のインフルエンザ患者数の比較」をご覧いただきたい。総患者数の合計で前年より３５２名増加しているが、インフルエンザの検査を行った件数についても、２６８名の増加となっている。このことからも、休日・平日共に１２月、１月の患者数が増加した原因が、インフルエンザの流行であることを表していると考えられる。

次に、資料８ページに戻っていただきたい。こちらは、資料Ⅲ鶴岡市休日歯科診療所の診療状況である。

歯科診療所の診療科は一つであるため、時間帯別と年代別の患者数集計表を作成した。表３－１は、時間帯別合計患者数の年度比較である。午前は午後よりも患者数が多い傾向があるが、午前全体では対前年度比８４．４％という結果となった。合計では、対前年度比８７．３％となった。

これを１日平均患者数で前年度と比較したものが、表３－２である。

これをさらに前年同月との比較へと細分化したものが、表３－３のグラフである。合計で、４月、８月、１月を除いて減少している。

続いて、９ページの表３－４については、年代別の患者数について比較したものである。こちらを１日平均患者数で前年度と比較したものが表３－５である。そして、これをさらに前年同月との比較へと細分化したものが、表３－６のグラフである。８月に増加しているのは、平成２８年８月のお盆１３日が土曜日、１４日が日曜日でしたので、お盆の時期に開業医が休みになることが影響していると考える。

以上で説明を終わる。

議長　休日夜間診療所と休日歯科診療所の開設状況について説明があったが、何かご質問やご意見等があればご発言いただきたい。

特にご質問等が無ければ、次に進めてよろしいか。（異議なく）次の議題に移る。

**(3) 荘内病院救急センターの稼働状況について**

議長　荘内病院救急センターの稼働状況について、事務局の説明を求める。

事務局　それでは、資料をめくっていただき、１１ページの「資料Ⅳ　荘内病院救急センター患者数及び時間外選定療養費算定状況並びに紹介状持参件数」について、ご説明申し上げる。データの提供については、荘内病院の医事課よりご協力いただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

資料をめくっていただき、１２ページ表４－１は、合計救急患者数の年度比較である。総計で、２．４％減少となっているが、救急車による搬送は６．３％増加している。

続いて表４－２は、外来診療を行っていない「時間外」に受診した患者数である。総計では、表４－１と同じようにやや減少している。救急車で搬送された患者数は、対前年比の減少幅が大きく約３分の１の減少となっている。これら２つの表から、時間外において救急車による搬送以外の方法で来院した患者が増加し、時間内に於いては救急車で来院した患者が増加したことが窺われる。

これらを月別に比較したものが、表４－３と４－４のグラフである。９月の減少幅が大きいのは、平成２７年の９月がシルバーウイークの影響があり、平成２６年の同月に比べ２５０人以上増加していたことがあったためと考える。

続いて表４－５は、休日夜間診療所が開院している時間帯における荘内病院救急センターと休日夜間診療所の患者数を比較したものであり、（Ａ）が救急センター、（Ｂ）が休日夜間診療所を示している。パーセンテージは、休日夜間診療所が開院している時間帯における、救急センターと休日夜間診療所の総患者数の合計に占める休日夜間診療所を受診した患者数の割合を計算したものである。休日日中、休日夜間、平日夜間全ての項目で、休日夜間診療所の患者の割合が増加している。

これを同じ月で比較したものが表４－６のグラフである。減少している月もあるが、１１月、１２月、１月は１０ポイント以上の増加となった。

ただ今ご説明申し上げた数値は、軽症から重症まで、救急センターを受診した患者数全てを計上したものであり、休日夜間診療所の設置目的である一次救急への対応状況を検証するために作成した資料が、１３ページの表４－７以降である。具体的には、救急センターを受診して時間外選定療養費を加算された患者は軽症であったということになるので、一部対応できない診療科はあるが、本来であれば休日夜間診療所を受診すべきであったと考えられる患者であったということで、時間外選定療養費を算定された患者の状況を示したものである。

まず表４－７は、時間外選定療養費算定患者数の比較である。

そして、時間外に受診した患者のうち、時間外選定療養費を算定された割合を示したものが表４－８である。患者数、割合ともに対前年度比で増加している。

これら表４－７と表４－８を月別に比較したグラフが表４－９と表４－１０である。算定患者数、算定患者割合とも、４月、５月以外は増加している。

続いて１２ページと同様に、休日夜間診療所が開院している時間帯において、時間外選定療養費が算定された患者数と休日夜間診療の総患者数の合計に占める割合を計算したものが表４－１１である。救急センターの全患者数との比較と比べてみると、休日日中ではわずかに増加しているが、休日夜間、平日夜間で休日夜間診療所の患者の割合がやや減少している。そして、これを同じ月で比較したものが、表４－１２のグラグである。

続いて、１４ページをご覧いただきたい。表４－１３は、救急センターを受診する際に紹介状を持参した件数である。荘内病院では、平成２８年４月の診療報酬制度改定を受け、１０月１日から紹介状なしで受診した場合、医療費とは別に定額負担を加算することとなった。救急センターを受診した患者のうち、紹介状を持参した患者数が対前年度比で増加している。

表４－１４は紹介状持参件数を月別に比較したものであり、割合で示したものが表４－１５である。件数、割合ともに平成２８年１０月以降増加している。

下の表４－１６と表４－１７は、参考資料として休日夜間診療所から他医療機関への紹介状発行件数を掲示したものである。こちらも平成２８年１０月以降において増加している。月別の比較はできていないが、平成２８年度に休日夜間診療所から他医療機関への紹介状発行件数が３３９件で、うち３２０件が荘内病院への紹介状であった。

以上で説明を終わる。

議長　ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見があれば、発言いただきたい。

何かご意見等は無いか。（発言なく）無いようなので、次の議題に移る。

**(4) その他**

議長　それでは、その他として、皆様から何かご発言・ご意見はあるか。

事務局　事務局から報告事項があるが、よろしいか。（議長の了承を得る）

資料の最後１５ページ、１６ページに、休日夜間診療所及び休日歯科診療所への通路に設置している意見箱へ寄せられた平成２８年３月以降のご意見等を掲載した。まず、休日夜間診療所に関するものから、紹介する。

まず、休日夜間診療所について、３月下旬として「診察遅すぎ。」「受付は、愛想が悪かったが担当医は良かった。」受付について、意見があったことをスタッフに伝えた。

続いて、１０月中旬に後日手紙で寄せられたもの「先日休診を受診、その際レントゲンを撮ったうえで『このままだと肺に穴が開く、即入院した方がいい。』と言われたので、入院の準備をしてから紹介状を持って荘内病院の救急外来へ行った。荘内病院で再度レントゲンを撮り救急当番の医師から『紹介状にあるような所見は無い、あなたを入院させることはできない。』と具合が悪い中５時間半も待たされた挙句に言われ、そして、『自分は専門ではないので、明日内科を受診するように。』とのこと。翌日内科を受診したところ、休日診療所で診断されたような指示はなかった。同じ医師でも見立てがこんなに違うものなのでしょうか？休日診療所の見立てかたで、救急外来へ行く必要もなかったし、余計にレントゲンを撮ることも、時間も費用も無駄にせずに済んだかと思うと腹立たしいです。また何かでお世話になるかもしれない休日診療所。信頼して利用できる場所であってほしい。症状の緊急性は市民にはわかないのです。」

１０月下旬には「具合が悪くて来ているのだから『かかりつけ医で診て貰え』というのは納得がいかない」。それから、「駐車場が無い。診療所にはそんなにいないのに車は多く駐車していてスペースがない。」駐車場については、ご意見をいただいたのは平日でしたが、夜間に鶴岡市総合保健福祉センター３階の会議室等全ての貸館が入っていたために、車が多かったものと考える。休日夜間診療所を来院した方の駐車スペースについて確保できるように検討する。

１１月下旬「ＦＡＸ番号を教えてください。聴覚障がい者です。」こちらのご意見には、後日ＦＡＸで番号をお知らせした。

１月初旬「大変助かりました。有難うございます。熱が40℃もあるので戸惑いました。」「処方薬の副作用を詳しく知りたかった。説明書にはほぼ書いていない。有難うございました。」

続いての、休日歯科診療所については、この間、ご意見等は寄せられなかった。なお、平成２２年４月に休日歯科診療所を開所して以来、一度も苦情や批判的なご意見を承っていないことを、付け加えさせていただく。

最後に、意見箱への投書ではないが、お礼の電話があったことを紹介する。７月上旬に「風邪気味だったが、歯が痛くて休日歯科診療所を受診した際に、とても親切にしていただいた。有難うございました。」というもの。

以上で終わる。

議長　これは紹介ということであるが、何かご意見はあるか。（意見なく）他に何かご発言はないか。それでは、以上で議長の任を降りる。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げる。

**５　閉　　会**

司会　議長を勤められた会長に、感謝申し上げる。

委員の皆様には、お忙しいところ出席いただき改めて感謝申し上げる。

以上で平成２９年度鶴岡市休日夜間診療推進委員会を閉会する。